

■前回（第9回）審議会の委員意見に対する修正・変更箇所まとめ委員意見に対する修正・変更箇所まとめ

委員からの意見概要	修正・変更箇所の概要	修正・変更の考え方
【全体構成について】		
<p>意見 1 「景観計画が魅力的で希望が持てるようなものであることが大事。景観計画の理念に立ち戻って検討することが必要。景観を形成しているのは、仙南地域の長い歴史。それは日本の美しさ。地域の大事なもの、守りたい景色、新しくつくりたい風景というものを加えて考えることが必要。（森山会長）」</p>	<p>・マスタープランと景観計画の別立て策定</p>	<p>【意見の分析】 仙南地域広域景観計画策定が、市町や住民本位の景観まちづくりにつながっていく性質を有する構成とすることを求められている。</p> <p>【修正の考え方】 一般的な広域景観計画は、市町が将来的に景観形成の主体を担うことを想定して、市町計画策定に当たっての方針を示すことが役割となっている。しかし、仙南地域広域景観計画は、広域景観計画の段階で市町と協議を重ねながら、近い将来に市町が景観行政団体となり、広域景観計画をベースに市町が個別の景観計画へ昇華して運用することを強く意識して、策定作業を進めている。このため、修正前の仙南地域広域景観計画は、一般的な広域景観計画とは異なり、第1部としてマスタープラン（方針）、第2部として各景観重点区域について景観形成方針や行為の制限等に関する内容の構成としていた。また、景観重点区域は、広域的観点のみならず、景観計画策定を契機に市町や住民が景観まちづくりに取り組めるようにエリア割りをしている。</p> <p>このことから、仙南地域広域景観計画は、基礎自治体の運用を意識した構成とはしているものの、広域的観点のみを掲げるマスタープランのパートと、広域的観点以外の要素を持つ景観計画のパートがひとつの計画の中に混在しており、さらに、市町へ計画を引き継ぐことを想定したときに、他市町の情報を含んでいる仙南地域全体の方針を掲げるマスタープランと、各市町ごとの区域別の景観計画が一体となっていては、扱いがたいこととなる。</p> <p>さらに、マスタープランは今回の仙南地域広域景観計画に限らず、市町の個別の景観計画など仙南地域で策定されるあらゆる景観計画の参考となるものであることから、仙南地域広域景観計画とは一体とせず、上位の方針として位置づけることが適切とも考えられる。</p> <p>よって、マスタープランは広域的に見て重要である景観重点区域を位置づけるまでを役割とし、景観計画はマスタープランの考え方を踏襲しつつ、市町の景観まちづくりを見据えた要素を含んでいるため切り離し、マスタープラン、景観計画を別に策定することで、仙南地域広域景観計画が実効性あるものにしていきたいと考えている。</p>
<p>意見 2 「景観としての表現や文章が弱い。景観を構成する要素のソースと、なぜそこが重要なのか、必要なのか、景観要素と景観とのつながりに関する整理が必要。（森山会長、舟引委員）」</p>	<p>内容全体を再構成し加筆修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観マスタープランの位置づけ ・広域景観の考え方 ・仙南地域の景観概況（全般） ・広域的観点から見る仙南地域の景観特性 ・仙南地域の景観構造 ・ゾーン別の景観形成方針など 	<p>【意見の分析】 始めに景観概況でしっかりと景観要素を整理すべきであるが、説明が乏しく十分ではない。そのため、その後のパートである景観特性のまとめにつながっていかない。</p> <p>【修正の考え方】 （総論） 景観概況（P.6～36）を質と量の面から整理し直すことで、景観特性（P.38～44）の説明に厚みを持たせ、景観特性が色濃く表出されているエリアを抽出し（P.67～73）、それを基に景観重点区域を抽出する流れを段階的にまとめあげた（P.74～82）。また、新たに、景観特性に応じた景観構造（ゾーン）を設け（P.53～54）、ゾーンごとに景観形成方針を定められるように整理を図るなど（P.47～56）、マスタープラン全体の体系的な再整理・再構築を行った（P.5）。</p> <p>（各論） ・景観概況（P.6～36）において、仙南地域の景観要素を改めて拾い上げ、仙南地域の成り立ちに重要な要素である水系などの項目を新設するとともに、現在の景観が形成されてきた歴史性についても整理した。 ・景観特性（P.38～44）については、抽象的な図やイメージを削除し、しっかりと言葉による説明とすることを図った。 ・以上のように景観概況、景観特性を丁寧に整理し直すことで、景観特性が色濃く表出されているエリアがどこであり、それらエリアをまとめ上げることにより景観重点区域が導き出されるように整理を行った（P.67～82）。 ・また、景観形成方針を定めるに当たり、景観特性を踏まえた景観構造（ゾーン）を新たに設け、景観特性を面的に捉えられるようにした。</p>

委員からの意見概要		修正・変更箇所の概要	修正・変更の考え方
【個別項目について】			
意見 3	ダムと景観に関する記載がない。重要な水がめであり、人工的な景観も重要な財産なので記述してほしい。(吉川委員)	・仙南地域の景観概況(ダム・水辺景観の加筆)(P11)	【意見の分析】 修正前のマスタープランでは「自然＝蔵王、若しくは山」となっているため、川に関する記載が薄い。 【修正の考え方】 「蔵王」のみを軸に自然を語るため、わかりにくい。山と川はセットであり、川(水)は人の営み(飲料水、農業用水、堀割、水運、川漁)との関係も深い。「自然」の区分や「営み」との関係から、景観を構成する要素における「河川・ダム湖」について加筆。
意見 4	道路網の図面に路線名、自治体の区分がないのでわかりにくい。この道路のなかで何が重要か、どこが重要な地点なのかわからない。(吉川委員)	・交通網に関する文章及び図面を修正(P23～24)	【意見の分析】 仙南地域の概況と、景観の現況の区別がついていないため、混乱を生じている。 【修正の考え方】 景観の概況を説明する観点から、道路網・鉄道・観光ルートそれぞれについて文章と図面を再整理した。
意見 5	仙南地域の文化のところ、こけし等の文化資源と景観との関係や、今後、どう活用するのかの方針がみえない。ものとしての文化資源が景観をつくるのではなく、生産する過程の人の動きが景観をつくる。文化資源の表現について工夫が必要。(吉川委員)	・民俗工芸について加筆修正(P31～32)	【意見の分析】 修正前のマスタープランでは、資源としてのモノを示しているが、それが「景観」との関係で何を示すのかわかりにくい記述となっている。 【修正の考え方】 景観を構成する要素としての資源と、その産物と、生業(行為)、それによる「文化」と「景観」が何を示すのかわかりにくい記述となっている。整理が必要。本項では、民俗工芸がつくられてきた背景を整理し、地域の人々の暮らしや文化のあり様、現在の取組みについて加筆。
意見 6	蔵王への眺望に関する「視点場からの見え方」の図面では、視点場と距離がなければ、どのくらい離れているのか等がわからない。(森山会長、佐藤委員)	・蔵王への眺望に関する表現を修正(P39)	【意見の分析】 「眺望」のレベル(範囲)との関係を問われている。 【修正の考え方】 どこからどのように蔵王が見えることが大事なのか、視点場のみが見通せる場所なのかの判断の整理が必要。本項については、仙南地域全体を対象とした景観特性1の一つとして「神宿る地としての象徴性と山容への眺め」と題し、眺望に関する表現を修正。
意見 7	標高と植生や、防風林のイメージ図等、根拠のない図が多いと、全体の信ぴょう性が薄れてしまうため、ある程度、根拠を明確に持って創る必要がある。(森山会長、舟引委員)	・標高差による植生図、防風林イメージ図等を削除(P13、P42)	【意見の分析】 本来、科学的、史実的根拠に基づき説明すべき図が、そうならないことで全体の説得力を損ねている。 【修正の考え方】 仙南地域の景観の概況(景観を成り立たせている素地)を整理。本項については、植生の変化や防風林について「景観の概況」として再整理し、イメージ図は削除。その上で、最終的に広域的な観点からの景観特性につながる内容のみをまとめるよう構成を再編した。
意見 8	総花的・平均的で、住民が景観を誇りに思うところまで至らない。メリハリが必要。(紺野委員)	・仙南地域の景観概況のうち、これまでの景観形成に関する主な取組について加筆(P33～36)	【意見の分析】 仙南広域全体で共有していく考え方のため、ある程度は総花的になるが、住民視点として地元の取組の説明が必要。 【修正の考え方】 景観概況として、これまでの景観形成に関する主な取組の項を設け、マスタープランに地域の景観形成に関する視点を反映させることで、市町景観計画へ住民本位のまちづくりの理念が引き継がれるようにした。

委員からの意見概要		修正・変更箇所の概要	修正・変更の考え方
【景観重点区域について】			
意見 9	景観重点区域選定の全体の考え方が不明。 (紺野委員)	・景観重点区域の設定について、考え方を再整理 (P67～82)	<p>【意見の分析】</p> <p>景観重点区域がどのように抽出されたかが不明瞭であり、かつ、その区域取り（区域界）や内包される景観特性が表出された景観の書き込みが不足している。</p> <p>【修正の考え方】</p> <p>景観重点区域の抽出は、本表 P.1 のとおり、景観概況 (P.6～36) を質と量の面から整理し直すことで、景観特性 (P.38～44) の説明に厚みを持たせ、景観特性が色濃く表出されているエリアを抽出し (P.67～73)、それを基に景観重点区域を抽出する流れを段階的にまとめあげた (P.74～82)。</p> <p>この景観重点区域から、他法の規制や市町の役割を踏まえ、仙南地域広域景観計画に位置づける区域を選定し、広域計画であるためその区域は1つにし、これまでの各景観重点区域は区域に包含される地区とする整理を図った。</p> <p>また、各地区の区域取り（区域界）については、広域的な景観特性を有する代表的なエリアを核としつつ、市町の景観計画策定を見据え、景観計画を契機とした景観まちづくりを推進していくエリアをくくって視覚化（修正案図面に点線囲いで表示）することにより、新たな欄に区域設定の考え方をまとめた。なお、明確な区域界は、この考え方に沿い、前回審議会で提示したとおり、道路や河川、用途地域等を境としている。</p> <p>さらに、区域内の景観の表現不足については、マスタープランで整理した景観特性を踏まえ、地区内で見られる特徴的な景観について、説明欄を追加して対応を図った。</p>
意見 10	区域設定の根拠の筋が通っていないので、見る側には分かりづらい。(佐藤委員)	(意見9と同じ)	(意見9回答と同じ)
意見 11	目標像がぼんやりしており、どのような景観を形成するのか見えづらい。(鳥羽委員)	・景観形成方針を再整理（次回審議会で提示）	<p>マスタープランにおいて、各景観重点区域における景観形成の考え方を整理する。</p> <p>今後、景観重点区域のうち景観計画区域とするものについては、景観計画区域ごとの具体的な景観形成方針を再整理する。</p>
意見 12	良い景観だけではなく、問題を抱えていることも含めてみることで、区域で何をすべきかが見えてくるのではないかと。また、蔵王が見える景観でも、前景に水面や田んぼ、酒蔵等の要素があるが、それらと絡めて、エリアの中で何を醸し出していくかの明示が必要。(吉川委員)	(意見11と同じ)	(意見11回答と同じ)
意見 13	マスタープランの「景観重点区域設定」の根拠が甘い。ロジカルな説明が必要。また、目標像が抽象的。「何の景観が優れているのか」「誰がどこから何をみて美しいと思うか」の表現が不足。それにより、景観を守	(意見9と同じ)	(意見9回答と同じ)

委員からの意見概要		修正・変更箇所の概要	修正・変更の考え方
	るのか、阻害するものを取り除くのか、という検討に入れる。「なぜその区域が選ばれたのか」という点を示す必要がある。(舟引委員)		
意見 14	景観重点区域のゴールや目標、誰がその活動を行うのか、という点が不足している。(森山会長)	(意見11と同じ)	(意見11回答と同じ)